

立体道路制度の活用による MaaS 拠点成立可能性調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

-令和元年度 先導的官民連携支援事業（第2次）-

令和元年8月

和光市企画部資産戦略課

目 次

1	趣旨	1
2	業務内容	1
3	参加資格	1
4	提案課題	2
5	契約締結までのスケジュール	2
6	質問書の提出、質問に対する回答	2
7	提案書の作成及び提出	2
8	プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施	3
9	契約の締結	4
10	提案の無効	4
11	留意事項	4
12	担当課	5

資 料

資料1 仕様書（案）

様 式

- 様式1 参加申込書
- 様式2 会社概要書
- 様式3 業務実績
- 様式4 配置予定者（業務責任者、担当者（主担当））
- 様式5 協力会社概要書
- 様式6 質問書

1 趣 旨

立体道路制度の活用による MaaS 拠点成立可能性調査業務委託の実施に向け、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務は国土交通省の国庫補助事業である先導的官民連携支援事業（第2次）の採択を受けて実施するものであり、本業務の検討結果を受けて、市は「(仮称) 外環上部丸山台利活用基本方針」を策定する。

2 業務内容

- (1) 業務委託名 立体道路制度の活用による MaaS 拠点成立可能性調査業務
- (2) 業務内容 仕様書（資料1）による
- (3) 業務規模 9, 000, 000円以内（消費税込み）
- (4) 履行期限 契約締結日～令和2年3月9日

3 参加資格

応募者は、提案書提出日現在で、次に掲げる要件のすべてに該当する法人とする。

- (1) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）第2条第1項の規定、または埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）により入札参加を停止されている者でないこと。
- (2) 次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者
 - ③ 本契約候補者決定の日6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ④ 会社更生法（昭和14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者
- (3) 法人税及び法人地方税の滞納がないこと。
- (4) 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。
- (5) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

4 提案課題

- (1) 外環上部空間の利活用に係る条件整理について
- (2) 空間利用計画案の作成方針
- (3) 資金計画案の作成方針
- (4) 交通モード接続案の検討方針
- (5) 実施スケジュール
- (6) 実施体制（担当業務、管理・責任体制）
- (7) その他本業務に対する提案

5 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表	令和元年8月26日（月）
質問書の提出期限	令和元年8月30日（金）17時00分まで
質問に対する回答	令和元年9月6日（金）
提案書の提出期限	令和元年9月25日（水）17時00分まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和元年10月3日（木）
審査結果の公表	令和元年10月上旬
契約締結	令和元年10月中旬

6 質問書の提出、質問に対する回答

- (1) 提案書等の作成に際し、質問がある場合は、質問書（様式6）に質問事項を記載のうえ、電子メールにより担当課まで提出すること。
 - ※ メール件名は「立体道路制度活用プロポーザル（会社名）」とし、文書は日本語で記述すること。なお、必ず開封確認メールで送付すること。
 - ※ 質問当日17時00分までに確認メールが届かなかった場合には、担当課に電話で確認すること。
- (2) 提出期限は、令和元年8月30日（金）17時00分受信分まで
- (3) 質問に対する回答は、質問事項をとりまとめ、すべての参加者に9月6日（金）までに電子メールで回答する。

7 提案書の作成及び提出

- (1) 提案書の作成方法
提案書の様式は、A4版縦置き、横書き、左綴じとする。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とし、文書は日本語で記述すること。
- (2) 提案書の作成方法
提出期限：令和元年9月25日（水）17時00分必着

提出方法：提出書類を取りまとめて、持参又は郵送により担当課へ提出すること。
 郵送の場合は書留とし、提出期限（必着）を厳守すること。

正本 1 部（提出書類①～⑨を綴じたもの）

副本 10 部（提出書類①～⑦を綴じたもの）

提出書類	留意事項
① 参加申込書	・様式 1 を使用する
② 会社概要書	・様式 2 を使用する
③ 業務実績	・様式 3 を使用する ・プロポーザル参加者の業務実績を記載する ・契約書の写しは、正本のみに添付し、副本には不要
④ 配置予定者	・様式 4 を使用する ・業務責任者、担当者（主担当）について各 1 枚に記載する
⑤ 協力会社概要書	・協力会社と共同で提案、調査を行う場合は様式 5 を提出する
⑥ 業務の実施方針等	・様式は任意 ・業務の目的、内容、実施フロー、工程計画及び実施体制等について A 4 版 2 枚以内で簡潔に記載する
⑦ 提案書	・様式は任意 ・提案課題 (1)～(4) は、各課題につき A 4 版 2 枚以内に記載する ・提案課題 (5)～(7) は、各課題につき A 4 版 1 枚以内に記載する
⑧ 納税証明書	・写しでも可 ・国税はその 3 の 3、地方税は課税証明書
⑨ 参考見積	・様式は任意 ・総額は消費税込みの金額とすること。なお、消費税については 10% として計上すること。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

(1) 日時

令和元年 10 月 3 日（木） ※詳細な時間、場所については別途通知する。

(2) 実施時間

1 者につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分）を予定

(3) 出席者

1 者につき 4 名までとし、配置予定の業務責任者、担当者（主担当）は原則、出席すること。

(4) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うものとし、提出後の追加提案

や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーン等は和光市が用意する。パソコン、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とする。

9 契約の締結

(1) 契約手続

和光市長は、優先交渉権者と業務委託契約の手続を行う。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 委託内容

仕様書（資料 1）を基本とし、本プロポーザルにおける提案事業者の提案内容を反映したものとする。優先交渉権者決定後、市は、優先交渉権者と契約業務の内容について十分協議を行い決定する。なお、提案内容は基本的に尊重するが、必ずしも提案原案の通りになるとは限らない。

10 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 本要領の条件を満たさないもの
- (2) 虚偽の記載があったもの
- (3) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明なもの
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選定委員会が認める場合

11 留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 応募書類の取扱いについて
 - ① 応募書類の著作権は、応募者に帰属し、その内容について無断使用は行わない。ただし、市が必要と認めるとき、市は応募書類の全部又は一部の使用をできるものとする。
 - ② 本応募において市が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切使用せず、第三者に提供しない。
 - ③ 応募書類において、個人に関する情報、営業上及び技術上有用な情報以外について、公表することがある。
 - ④ 応募書類の内容が、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は、応募者が追うこととする。

- ⑤ 優先交渉権者の応募書類は返却しない。ただし、2 位以下の提出書類は、結果公表後、希望により引き取りにおいて返却する。
- (4) 応募者の複数提案の禁止
応募者は、複数の応募書類を提出することはできない。
- (5) 応募書類の変更禁止
応募書類提出後の応募書類の変更はできないものとする。
- (6) 再委託（協力会社）の取扱いについて
- ① 応募者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提出書類において、再委託に関する事項を様式 5 に記載しなければならない。
- ② 応募者は、契約締結後再委託を行う場合は、再委託先に関する事項を明らかにした上で、市の承認を受けなければならない。なお、承認を受けずに再委託を行った場合は契約解除となることがある。
- (7) 提出された提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (8) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (9) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。
- (10) 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があった際には本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があり得る。
- (11) 本事業は、国土交通省の実施する令和元年度先導的官民連携支援事業（第 2 次）の選定を受け、かつ補助金の交付を受理し実施するものである。したがって、事業期間中に国土交通省による協議の要請等がある場合は応じる。また、事業期間後においても可能な限り協力すること。

12 担当課

和光市 企画部 資産戦略課 計画推進担当

〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1 - 5

電話：048-464-1111（内線 2331）

E-mail：b0100@city.wako.lg.jp